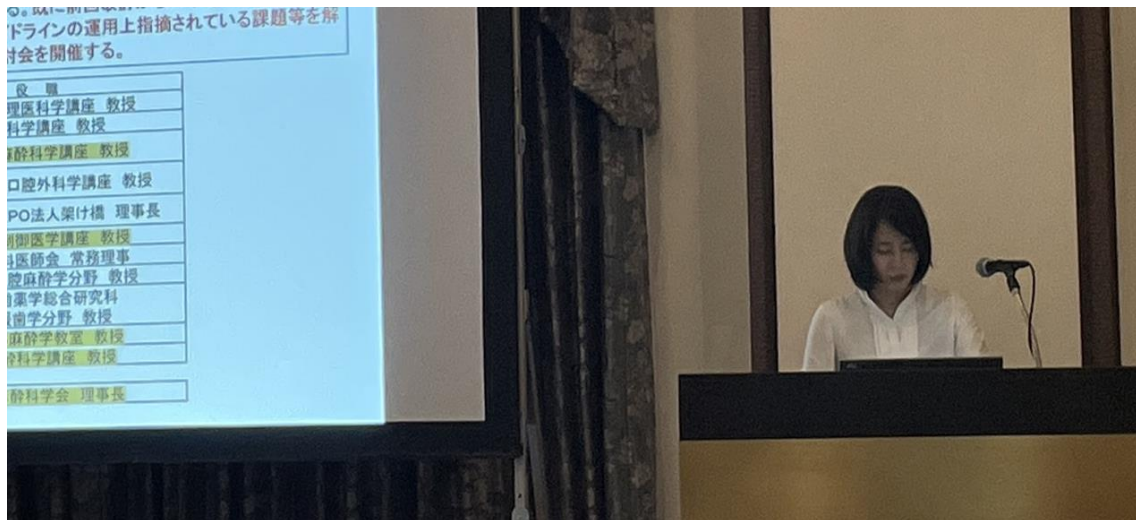


第9回学術・政策勉強会

歯科医師の医科麻酔科研修ガイドラインについて 一医師法違反とならないために一

令和5年7月8日に第9回学術・政策勉強会が、九段会館テラス コンファレンス&バンケットで開催され、90名の参加者がありました。令和4年4月と7月に、医政局の検討会として「歯科医師の医科麻酔科研修等に関する検討会」が開催されたのを受けて、今回は現状と問題点の会員への広報を目的として開催し、座長は日本歯科麻酔学会監事でもある小坂橋俊哉副代表理事にお願いしました。

講演1 「歯科医師の医科麻酔科研修について」大坪真実（厚生労働省医政局歯科保健課）
歯科医師の医科麻酔科研修ガイドラインの作成に至った経緯と、ガイドライン内容の主旨、平成20(2008)年の改訂内容についての説明行われました。改訂は、麻酔の責任者は麻酔科医であること、患者の同意が必須であること、登録・報告を要する事などでした。改定から15年を経過して実情にそぐわなくなってきたこともあり、令和4年に再改訂を目的として検討会を開催されました。



講演2 「歯科医の医科麻酔科研修ガイドライン作成の経緯と現状について」

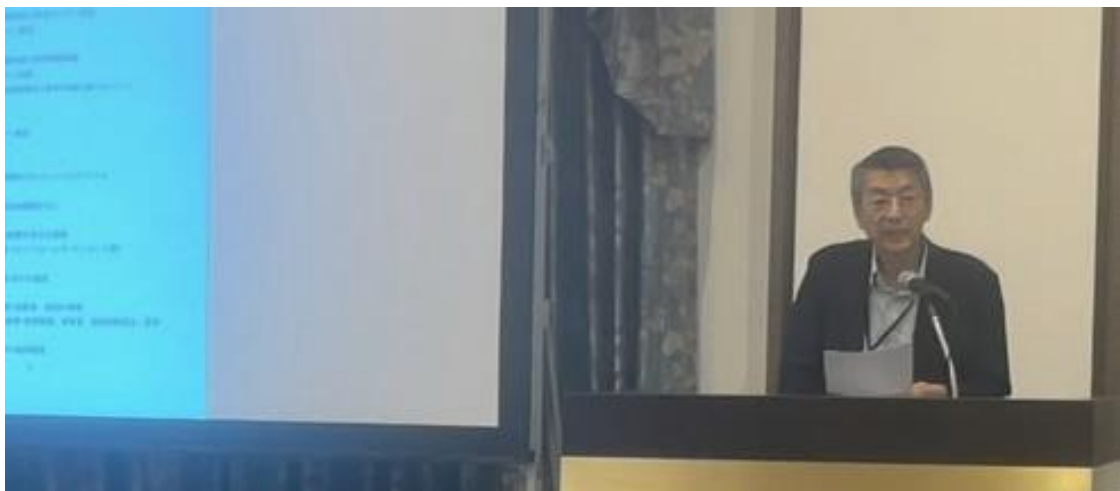
宮脇 卓也（厚生労働省「歯科医師の医科麻酔科研修に関する検討会」構成員）

研修ガイドラインの目的は、歯科麻酔科医の育成のための研修であって、医科麻酔を行う歯科医師を育成するものではないことを強調されました。歯科医療では患者の高齢化、合併症患者の増加していること、小児・障害者歯科治療での麻酔の需要も大きく、医科麻酔研修の必要性が増していること、またガイドラインの遵守が重要な課題となっていることも述べられました。



講演3「法的側面より」鈴木利廣（弁護士）

鈴木弁護士は、日本麻酔科学会・日本歯科麻酔学会 合同特別調査委員会を開催した際に、外部委員として参加していただいています。プロフェッショナリズムの理念と患者の権利擁護の視点、インフォームド・コンセントの在り方など、法の文面ではなく、そこに記載されている理念を理解することの大切さが話されました。たとえばインフォームド・コンセントは取得すれば良いのではなく、インフォームド・コンセントの趣旨である患者がきちんと内容を理解することであり、術者と患者が“情報と決断と方策を共有すること”であることが強調されました。



企業共催講演：誤接続防止小口径コネクタの調査等については、「JSA 安全委員会 WG 相互接続防止コネクタに関する研究調査」と題して、小口径コネクタの影響検討 WG 長の齋藤淳一先生の講演が行われました。



展示企業のインタビューが、二つに分けて行われました。展示を頂いた株式会社八光、オーベックス株式会社、ビー・ブラウンエースクラップ株式会社、ニプロ株式会社、スイスメディカル・ジャパン株式会社、大研医器株式会社、株式会社ユニシス、東レ・メディカル株式会社の8社より、展示機器の紹介を頂きました。

最後に、ICAPS2024 の進行状況について萬 知子 ICAPS2024 大会長より報告があり、森田 潔日本麻酔科医会連合事務局長の閉会の挨拶で終了しました。



【次回の開催情報】

第 10 回学術・政策勉強会

日 時：2023 年 11 月 4 日(土) 15：00～18：00

開催場所：日比谷国際ビル コンファレンス スクエア

アクセス：<https://hibikoku.tokyo/access/>